

## 「法令遵守規程」に定める事項の例

### 1 「趣旨又は目的」に係る規定

この規程は、(介護サービス事業者法人名)の介護保険事業の実施に当たり、関係法令遵守し、かつ的確に業務管理体制の整備をするため、その具体的な方法等について必要な事項を定める。等

### 2 「法令遵守責任者の役割」に係る規定

法令遵守責任者は、事業者法人における「法令遵守」の責任者として、事業者法人の法令遵守の体制の確保のため、事業者法人内の各組織及び各従業員に対する周知徹底、法令遵守のチェック及びそれらに基づく評価等について、責任者としての役割を担うものとする。等

### 3 「法令遵守体制」に係る規定

(1) 事業者法人内の各組織及び各従業員に対する法令遵守の確保については、法令遵守責任者のもと、(いつ(定期的に))(どのような方法)により、その周知徹底を図るものとする。等

#### (2) 「法人本部等における法令遵守体制」

法人本部(又は介護事業部門)において、(いつ(定期的に))(誰が)(誰に対して)(どのような方法)により、法令遵守の周知徹底を図るものとする。等

#### (3) 「各事業所における法令遵守体制」

各事業所(又は施設)において、(いつ)(誰が)各従業員に対して(どのような方法)により、法令遵守の周知徹底を図るものとする。等

### 4 「法令遵守に係る確認・対応等」に係る規定

#### (1) 「運営基準等の適合状況の確認」

各事業所(又は施設)において、各介護サービスごとの人員・設備・運営基準等(埼玉県知事所管の事業所(又は施設)については、各介護サービスごとの「自主点検表」)の適合状況について、(誰(例:管理者・施設長))が日常的に確認をするものとする。当該確認については、当該事業所内において、(いつ)(誰)の再確認を得るものとする。等

#### (2) 「介護報酬の請求に係る確認」

各事業所(又は施設)において、各介護サービスごとの介護報酬の請求に当たり介護サービス記録と請求との誤り等の有無について、(誰)が確認をするものとする。当該確認については、当該事業所内において、(誰)の再確認を得るものとする。

る。等

(3) 「法人本部等への報告等」

各事業所（又は施設）において、上記の「運営基準等の適合状況の確認」及び「介護報酬の請求に係る確認」について、その確認した内容について、（いつ）（誰）が法人本部（又は介護事業部門）の（誰）に対し、報告するものとする。

また、各事業所（又は施設）において、介護保険関係法令その他法令に係る違反事項について確認したときは、速やかに法人本部（又は介護事業部門）の（誰）に対し、報告するものとする。

なお、当該報告については、直接、法令遵守責任者に対して、報告することができる。等

(4) 「法人本部等における確認」

法人本部（又は各事業部門）の（誰）は、各事業所からの「法人本部等への報告」について、その報告内容の事実関係等を確認し、法令遵守責任者に報告するとともに、基準等の不適合事項、介護報酬請求の誤り、その他法令違反事項については、速やかに必要な措置を講じ、法令遵守責任者に報告するものとする。等

(5) 「法令遵守責任者による対応」

法令遵守責任者は、事業所、法人本部（又は各事業部門）からの報告又は従業員等からの通報等を踏まえ、基準等の不適合事項、介護報酬請求の誤り、その他法令違反事項については、速やかにその事実関係を確認するとともに、速やかに必要な措置を講じるよう求めるものとする。等

5 「法令遵守チェックの評価・改善」に係る規定

「法令遵守責任者による評価」

法令遵守責任者は、「法令遵守体制」「法令遵守に係る確認・対応等」について、その状況及び実効性等について評価し、その結果必要な事項については、事業者法人に対し、改善を求めるものとする。等

6 「業務執行の状況の監査」に係る規定（大規模事業者（※1）においては実施が義務付け）

（※1）…事業所数が百以上の事業者

(1) 「業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施方法等」

・各法の法人監査制度による監査により実施する場合…

業務執行の状況の監査（以下「法令遵守監査」という。）については、（〇〇法による監査（※2）の方法により、（「年一回」等具体的な実施間隔を明記）定期的に実施するものとする。等

(※2) …事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務の執行状況の監査」とすることができる。）

・外部監査により実施する場合…

法令遵守監査については、監査法人による監査により、「年1回」等具体的な実施間隔を明記）定期的を実施するものとする。等

・内部監査により実施する場合…

法令遵守監査については、法人本部（又は法令遵守責任者、各事業部門）により、「年1回」等具体的な実施間隔を明記）定期的を実施するものとする。等

(2) 「法令遵守監査の実施方法」

法令遵守監査は、介護サービス事業運営等が介護保険関係法令等について法令遵守により適正に行われているかについて、関係書類の確認、関係者への聴取などの方法により効果的に実施するものとする。等

(3) 「法令遵守監査の結果に係る対応」

法令遵守監査の実施結果等による改善を要する事項については、適切かつ速やかに改善を図るとともに、法令遵守体制の整備について、必要な見直しを図るなど、その改善のための反映に努めるものとする。等